

リースをご活用いただいているお客様へ

# 2023年10月1日以降に開始となる レベルアップ契約のインボイス

## ポイント

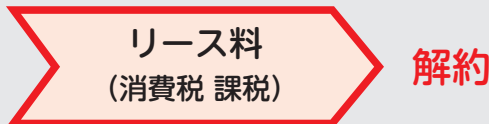
2023年10月1日以降に開始となるレベルアップ契約<sup>(注)</sup>は、消費税の課税関係を明確化するため、

- ① 旧リース契約の残りのリース料等(不課税)
- ② 新リース契約のリース料(課税)

を分けてインボイス(リース料の支払明細書等)に記載。

(注) リース物件を入れ替える際に、お客様と合意の上で、リース契約(旧リース契約)を解約して、「旧リース契約の残りのリース料及びその未払消費税相当額」(残りのリース料等)を「新しく入れ替えるリース物件のリース料」(新リース契約)と合わせてお支払いいただく契約です。レベルアップ契約の「残りのリース料等」部分は、消費税の取扱い上、課税取引ではなく不課税取引となり、動産総合保険は付保されません。

### 旧リース契約



旧リース契約を賃貸借処理(分割控除)した  
場合の解約時の会計処理(例)

(借方)リース契約解約損 / (貸方)未払金

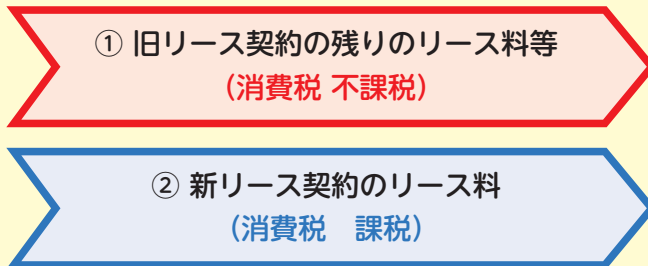
仮払消費税

(注) 解約時に仕入税額控除を行います。

(注) 旧リース契約の「残りのリース料」+「それに係る未払いの消費税相当額」

### レベルアップ契約

リース会社へのお支払い金額 ①+②



(注) ②のリース料は賃貸借処理できます  
※適用する会計基準によります。



#### レベルアップ契約のインボイス

リース料の支払明細書など

- ① 旧リース契約の残りのリース料等(不課税)
- ② 新リース契約のリース料(課税)

レベルアップ契約を賃貸借処理した場合の会計処理(例)

(借方) 未払金 / (貸方) 現預金

(注) ①旧リース契約の残りのリース料等

リース料  
仮払消費税

(注) ②新リース契約の月額リース料及び消費税等



リース会計税制Q&A  
Q34中途解約時の処理  
をご参照ください。

2023年8月  
公益社団法人リース事業協会

■本パンフレットは2023年7月現在の情報に基づき作成しています。

■本パンフレットはリース取引のインボイスに関する情報を提供する目的で作成したものであり、ご不明点はレベルアップ契約を行うリース会社に確認してください。また、貴社の会計・税務処理については、税理士等の専門家にご確認ください。

■本パンフレットに記載した内容により、当協会以外の者において法的紛争や損害が生じた場合、当協会は一切の責任を負いません。

■本パンフレットの著作権は当協会が有します。当協会の会員会社以外の者の無断利用・無断転載を禁止します。